確認検査手数料規程第11条に基づく災害に伴う手数料の減免の取扱いについて

令和元年1 2月 5日制定 令和元年1 2月1 3日改定 令和2年 3月31日改定 令和3年 3月31日改定 令和4年 3月31日改定 令和6年 3月17日改定 令和6年 3月24日改定 令和7年 3月11日改定

1 趣旨

この取扱いは、確認検査業務規程第54条第2項に基づく確認検査手数料規程第11条 第1項により自然災害又は原子力災害の被災者が申請する確認検査手数料の減免の範囲 を定めるものとする。

2 被災の範囲

対象となる災害及び被災の範囲は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- ア 東日本大震災(平成 23 年東北地方太平洋沖地震)により、建築物が被害を受け、 市町村から半壊以上の被災(り災)証明等を受けたもの。
- イ 福島第一原子力発電所事故により生じた災害により、建築物の所在地が警戒区域 等に指定され、市町村から被災(り災)証明等を受けたもの。

3 対象建築物の範囲

- (1) 手数料を減免する対象建築物は、被災した建築物に代わる建築物とする。
- (2) 対象建築物の工事種別は、新築、増築、改築、移転、大規模の修繕及び大規模の模様 替えとする。
- (3) 対象建築物の建築場所は、福島市を除く福島県内とする。
- 4 減免を行う期間 令和8年3月31日までとする。
- 5 減免となる手数料 別紙による。

6 その他

- (1) 適用年月日は、令和7年4月1日から適用する。
- (2) 適用年月日以前の申請は、従前の取扱いによる。

住宅及び建築物に係る減免後の手数料表

令和7年4月1日~令和8年3月31日まで

床面積の合計	確認手数料		中間検査手数料		完了検査手数料	
30 ㎡以内のもの	特例有	5,000円	特例有	8,000円	特例有	8,000円
	特例無	14,000 円	特例無	12,000円	特例無	12,000円
30 ㎡を超え、 100 ㎡以内のもの	特例有	8,000円	特例有	8,000円	特例有	9,000円
	特例無	17,000円	特例無	12,000 円	特例無	13,000円
100 ㎡を超え、 200 ㎡以内のもの	特例有	12,000 円	特例有	12,000円	特例有	13,000 円
	特例無	22,000 円	特例無	15,000円	特例無	16,000 円
200 ㎡を超え、 500 ㎡以内のもの	特例有	19,000円	特例有	17,000円	特例有	20,000円
	特例無	34,000 円	特例無	24,000 円	特例無	28,000円
500 ㎡を超え、 1,000 ㎡以内のもの	48,000 円		38,000円		48,000円	
1,000 ㎡を超え、 2,000 ㎡以内のもの	70,000円		49,000円		65,000 円	
2,000 ㎡を超え、 5,000 ㎡以内のもの	155,000円		105,000円		115,000円	
5,000 ㎡を超え、 10,000 ㎡以内のもの	205,000円		125,000円		140,000円	
10,000 ㎡を超え、 20,000 ㎡以内のもの	280,000円		170,000円		180,000円	
20,000 ㎡を超え、 50,000 ㎡以内のもの	400,000円		190,000円		210,000円	
50,000 ㎡を超え、 100,000 ㎡以内のもの		620,000円		280,000円		315,000円
100,000 ㎡を超えるもの	別途、見積もりによる。					

※計画変更も含む